

# 教育

## 市立幼稚園

担当:学校管理課 ☎870-9642

### ●市立幼稚園への入園

幼稚園を2園(北条・諸福)設置しています。

#### 【入園できる幼児】

幼児と保護者が共に市内に居住していること。  
4歳児(2年保育)5歳児(1年保育)の幼児。

#### 【入園手続き】

定期募集10月上旬  
広報「だいたう」などでお知らせしますが、各幼稚園が学校管理課にお問い合わせください。

※私立の幼稚園については、直接それぞれの園にお問い合わせください。

### ●入園料および保育料にお困りのとき

市立、私立幼稚園では、保育料などの一部を減免または補助する制度(幼稚園就園奨励費補助金制度)があります。

また、私立幼稚園ではこれとは別の補助金(保護者補助金)もあります。

幼稚園就園奨励費補助金は所得による制限があります。  
詳しくは、通園先の幼稚園が学校管理課にお問い合わせください。

## 市立小学校へ入学するとき

担当:学校管理課 ☎870-9642

新入学児童には、前年の11月上旬から12月上旬に各小学校で就学時健康診断を実施しています。

また、就学時健康診断時に就学通知書と就学届を手渡ししています。

就学届を学校へ提出してください。

次のようなときは、各小学校が学校管理課へ早めにお申し出ください。

- ・住所などに変更があったとき
- ・病気などの理由で就学に差し支えるとき
- ・国立、私立の学校へ就学するとき
- ・特別支援学校へ就学するとき



## 学校を変わるとき

担当:学校管理課 ☎870-9642

### ●他市町村から転入するとき

【1】在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。

【2】市民課で転入届をして転入児童生徒通知書をもらい、【1】の書類と一緒に、転入学する学校へ提出してください。

### ●市内転居の場合

【1】市民課で転居届をして転居児童生徒通知書をもらってください。

【2】【1】の通知書を在学している学校へ提示し、在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。

【3】【2】の書類を【1】の通知書と一緒に転入学する学校へ提出してください。

### ●他市町村へ転出するとき

【1】市民課で転出届を提出して転出児童生徒通知書をもらい、転出する学校へ提出してください。

【2】在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書をもらってください。新しく居住する市町村への転入手続きのときに持参して、転校の手続きを行ってください。

## 教育費にお困りのとき

担当:学校管理課 ☎870-9642

### ●就学援助制度(小・中学校)

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、義務教育に必要な費用(学用品費、新入学児童・生徒入学準備金、修学旅行費、給食費など)を援助します。

### ●奨学金制度(高校・大学など)

経済的理由により、高校・大学などへの進学が困難な人に対し、学資の貸し付けを行っています。

また、独立行政法人日本学生支援機構では大学などの、大阪府育英会で高校などの奨学金の貸し付けを行っています。在学の中学校、高校などにお問い合わせください。